

きむこ(人間)および紅葉庵が撮影した写真の取り扱いに関するガイドライン

1. 撮影された写真について、各人は次の権利を主張することができます。
 - カメラマン:著作権
 - 被写体:肖像権
2. 版權コスプレの写真について、カメラマンと被写体は共に、各版權元が定める二次創作ガイドラインを遵守する義務を負います。
3. カメラマンは、著作権のもと、被写体がその写真をSNSなどに公開するにあたり、次に掲げる項目を同時に記載するよう求めることができます。
 - 各種SNSなどに対応したカメラマンのID
 - 作例タグ
4. 被写体は、肖像権のもと、カメラマンが被写体の確認を通さずその写真をSNSなどに公開しないよう求めることができます。
5. カメラマンは、被写体が顔や身体あるいは背景に加工をしたその写真をSNSなどに公開した場合、自らが保有するアカウントで再掲することができます。その場合、カメラマンは各種SNSなどに対応した被写体のIDを記載しなければなりません。
 - ただし、再掲したその写真について、被写体より直接、公開の停止を求められた場合、可能な限り速やかに公開の停止を行う義務を負います。
6. 被写体がSNSなどにその写真を公開するにあたり、その写真にAI学習阻害ノイズ処理などを施す場合、次の点について留意する必要があります。
 - 画像の隅に、撮影したカメラマンが誰であるかを確認できるようにする事。
 - ノイズなどをかけても、そのテキストが人の目で視認できるようにする事。
7. 円滑なコミュニケーションのため、連絡手段として原則DiscordまたはLineを使用します。
 - X(Twitter)DMでは1日に送信できる件数に上限があるため。
 - 画像やファイルのやり取りが行えないため。
 - URLなどを送信した時に、運営によりアカウント停止や凍結が行われる危険があるため。
8. このガイドラインは適宜改定される場合があります。その際にはDiscordなどで告知を行います。

2024/11/15 発行 第1版
きむこ(人間) @kimuko_ningen